

## 稲荷浄水場の将来方針について

## 経緯

静岡県大井川広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、管路の更新工事を令和9年から着手する予定である。その際、各市の将来の要求水量に見合った管路径にするため、各構成団体に対し将来の受水量の提示を求めている。島田市の場合、受水量を見込む上で、今後稲荷浄水場をどうしていくか検討する必要がある。

稲荷浄水場は遅くとも令和20年頃までには更新が必要と考えていたが、企業団から、「稲荷浄水場を廃止して企業団の受水に切替える場合は、最優先で企業団の水を天神原配水池に送水する工事を実施する」との提案があったため、急遽判断を急ぐ必要が生じた。

## 現状

稲荷浄水場は、今年で50年が経過し老朽化が進んでいるが、現在の施設の更新には約35億円が必要とされている。しかし、高まる水質への要求や、大井川の水質にマッチした最適な浄水処理を考えると、更新費用は更に大きくなると予想され、また、現在地で施設を稼働しながらの更新は、危険や工期の長期化なども懸念される。更に天神原配水池までの送水管(400ミリ)は、耐震管へ布設替えする必要があるが、布設替えの場所や費用面から更新が進んでいない。

## 方針

今回の企業団の提案は、更新費用削減と安全安心な水の安定供給に資するものであり、多くの課題解決につながることから、将来的に稲荷浄水場を廃止する方針として受水量を提示する予定。

## 廃止予定時期

令和13年度末の予定。

企業団では、令和4年度から県榛南水道との統合に向けた準備を開始するが、これが一段落した令和9年度頃から天神原へ送水するための工事を行い、令和13年度までに完了させるとしている。この工事の完了をもって稲荷浄水場の廃止が可能となる。

## 概算事業費の比較

## ①稲荷浄水場を更新するケース

概算費用 約35億円 年間維持費 238百万円

## ②静岡県大井川広域水道企業団の受水に切替えるケース

概算費用(解体及び管理棟建設費用) 約8億円 年間維持費 247百万円

## 廃止を考える理由

- ・稲荷浄水場を廃止した場合、更新費用の約 35 億円が削減できる。
- ・稲荷浄水場の更新費用を他の老朽化施設の更新に充てられる。(アセットマネジメントでは今後 10 年で約 70 億円の資産更新が必要としている)。
- ・浄水場を稼働しながら更新するため、長期間の工事となり建設費の上ぶれリスクがある。
- ・現状より高度な処理にする場合、建設費は更に高額となり、年間の維持管理費や設備の更新時の費用も上昇する。
- ・機械電気設備等は耐用年数が短いため、建設後、10 年～15 年毎に更新が必要。
- ・稲荷浄水場から天神原への送水管 (1.8 km) は、更新の必要があるが、費用が過大 (約 6 億円) で、新規に埋設する場所の確保も難しいことから進んでいない。
- ・ほぼ隔年で中部電力の川口発電所で点検作業があり、その際は取水ができず運転に支障が出ている。(企業団には予備取水口があるため点検中も支障はない。) その際、稲荷浄水場内の井戸水源を使用しているが揚水量が不足し原水からの臭気も懸念される。
- ・たとえ浄水場を更新したとしても水質検査は、検査機器の費用や人材面から自前で行うことが出来ない(企業団は水道法で定める 51 項目の検査が可能)。
- ・将来、水道事業の広域化が進み、企業団との垂直統合(用水供給事業者と末端給水事業者との統合)となれば、稲荷浄水場は廃止されることになる。

## 廃止した場合の課題

- ・水利権 (毎秒 0.173 m<sup>3</sup>) が失われる。

## 注 意 点

- ・今回の申込数量を基に建設されるため、この報告により将来、稲荷浄水場の廃止は決定的なものとなる。(受水量の報告後に、稲荷浄水場を存続することに変更した場合も、建設費用の負担が発生するため)

## 要求水量

今回要求する水量            14,900 m<sup>3</sup>/日

現在の要求水量            12,000 m<sup>3</sup>/日

(大井川広域水道企業団と榛南水道との統合に伴い 2,000 m<sup>3</sup>/日を融通する令和 11 年度に一旦 10,000 m<sup>3</sup>/日となる予定)